

競争入札参加資格審査 質疑応答集 物品業務委託編

「申請書類の記入方法について」

Q 「〇〇支店長之印」しか使用していないが、委任状の委任先（受任者）の使用印鑑の欄は、受任者印のみの押印でよいのか。

A そのとおりです。使用印鑑欄は、契約の締結や見積書の発行に使用する印鑑を押印していただきますので、契約の締結等に用いる印が一つしかない場合は、押印が必要な欄はどちらか一か所です。

「電子申請について」

Q 申請書類の物品等競争入札（見積り）参加資格審査申請書（様式第1号）及び希望営業品目記入表（様式第3号）も、PDF ファイル等として添付する必要があるのか。

A 申請フォームで入力するため、添付の必要はありません。

※なお、この質疑応答集は掲載時点において作成した内容であり、今後追加される可能性があります。